

# 設立趣意書

2004年6月

## (設立背景)

2003年4月に支援費制度が始まり、措置から契約へ、当事者の自己決定、地域に根ざした福祉、などの理念が謳われました。しかし実際に制度が始まってみると、様々な制約や欠点がみえてきました。例えばサービスの地域格差。本当に必要なサービスに支給が下りないこと。対応窓口の不備等。結果、当事者とその家族、各事業所を含め、現場には多くの混乱が生じました。

厚生労働省は2004年3月、一方的にヘルパー単価の引き下げを決定しました。昨年12月に障害7団体の交渉でいったん白紙撤回になったヘルパー単価引き下げ案を、障害当事者や各ヘルパー派遣事業者の意見を聞く場を設けることもなく、強行的に実施する形でした。事業者は、実質10%の収入ダウンを余儀なくされました。さらに10月には、もう一段階、大幅な切り下げを行うことがすでに決定されています。

制度がスタートしてわずか1年余り、支援費制度は2005年度から介護保険に統合・吸収されようとしています。

混乱に次ぐ混乱が重なる状況の中では長期的に将来を見通した事業運営は不可能であり、障害者の人々の生活サポートを目的とする事業者は、必要なヘルパーの確保どころか、事業運営の方向さえ考え直す他にありません。職員・ヘルパーに対し一定の給与を保証することも難しくなっています。

以上の状況を踏まえ、ここに、福祉サービス提供の当事者である私たち事業者が、障害者福祉の全体の状況を把握し、障害当事者の方々へのサービスの質を今後も向上させていくため、各事業者間の情報交換とネットワーク作りを呼びかけることにしました。構造改革の名のもと次第に切り捨てられていく福祉の現状に抗するため、今、事業者のネットワーク化が急務だと考えます。

福祉労働当事者である私たちが、今までのように沈黙を守り、次々と変更される行政の方針に対して疑問や異見を唱えずに済ましてしまえば、結果的に、私たちは、行政の一方的な決定を「受け入れてしまった」のと同じことになってしまうのです。

今、私たちに問われていることは“サービス提供当事者としての意志をはっきりと表明すること”だと考えています。

## ( 目的 )

私たち事業者ネットワークは、利用者とその家族の生活上のニーズ（必要）に応えること、継続的で安定した支援体制を整えること、サービスを利用できない当事者の数を減らすこと、さらにこれまで以上にサービスの質を向上させていくこと、等を目的とします。また、煩雑な制約の多い現行制度の中で、利用者と共に積極的にサービスの選択肢や可能性をふやしていくこと、制度自体の改革を訴えていくこと、等も大切な役割と考えます。

他方で私たちは、長い間、福祉労働者が暗黙の内に自己犠牲精神を求められてきた状況をも問題と考えます。今後は、障害当事者の方々の生活を今後も継続的に支えていくという信念に基づき、障害当事者の日々のサポートに携わる福祉労働の当事者として、若いスタッフ・これから家庭を築いていくスタッフを含め、その生活を保障しうる継続的な雇用状況をつくりだしていくことが必要だと考えています。

利用者の生活を守ることと福祉労働当事者の生活を守ること、この二つを両立させていくことが充実したサポートを継続するための必要条件だと考えます。私たちは相互的なネットワークをつくりだす中で未来に向け、そうした地域生活の実現を目指します。

## ( 活動内容 )

現在、支援費制度の現場の大きな課題として、以下の3点があげられます。

- ( 1 ) 「障害者」のサポートができるヘルパーそのものが足りないこと
- ( 2 ) 同姓介助が原則だが、男性ヘルパーの人数が絶対的に足りないこと
- ( 3 ) 若い障害当事者の方からのヘルパー利用希望が多いが、これに対応できる同年齢のヘルパーの数が足りないこと

これらの課題を達成するためには、

障害者に対応可能なヘルパーの養成研修（相互研修会・事例検討など）  
常勤雇用を安定させるための収入の確保（事業者、ヘルパーの地位向上のための活動）

介護担当者の環境整備（労災認定、相談、勉強会など）

事業者間の相互的な情報交換（サポート状況・法律・制度確認など）

以上、4点が必須と考えます。

( 発起人 ) かながわ障害者支援事業者ネットワーク 呼びかけ人賛同者一同

発起人	(有)アズサケア・サービス	NPO 地域福祉サービスぐみの家
	NPO Care Vista 川崎	NPO たすけあい はなもも
	(有)ケア工房 真謝	NPO 療育ねっとわーく川崎